

# 建替えや土地の取引などで お困りではないでしょうか？

<出典：国土交通省 HP>



建物を建替えようと思い、土地面積を測ったら登記簿と違う！



塀を作ろうとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と指摘！



相続した土地の正確な位置が分からない！

土地の取引ができない、境界の確定に多大な時間と費用がかかる、不動産価値が低下する など

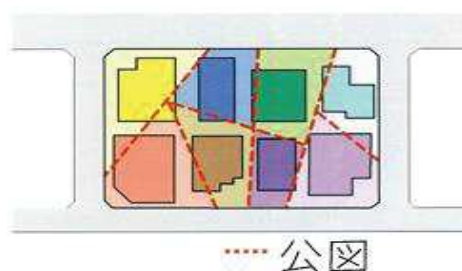
地籍整備型土地区画整理事業  
を実施すれば

現況の土地利用に合わせて、隣地との土地の境界を明確にするとともに  
大阪市が一括で公図、登記を書き換えます。

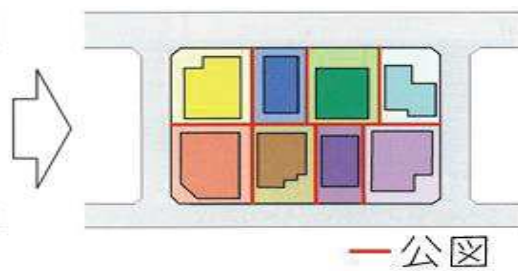
土地が整理され、建替えや土地の取引などが円滑にできるようになります。

## 事業化イメージ

【事業前（公図と現況がずれている）】



【事業後（公図と現況が一致）】



※整備イメージはあくまでも一例であり、土地の形状等については、地権者の意向に合わせて柔軟に対応することが可能です。

老朽住宅の建替えが進むことで、まちの不燃化が図られ、災害時の避難等に  
役立つ道路空間が確保されます。